平成３０年（フ）第６８０号
東京都東村山市多摩湖町３丁目12番地30清水マンション201
債務者　田口　悦子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　穂積　剛
4　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３４号
盛岡市緑が丘２丁目４番３号
債務者　小笠原美和
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第７７３号
福岡市早良区西新２丁目７番８―311号
債務者　小野　裕美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑野　貴充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７８３号
北海道石狩市花川南３条４丁目199番地４　レリュドゥエクレア105号
債務者　辻　宗英
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６３４号
埼玉県上尾市小敷谷53―６、住民票上の住所群馬県沼田市東原新町1926番地
債務者　椎原　敦夫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１６１６号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目６番38号
債務者　吉井　国信（旧姓王）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４７号
埼玉県三郷市早稲田１丁目13番地５　リヴィエール早稲田206
債務者　鈴木　昭夫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２６６号
埼玉県草加市新里町168番地７
債務者　片山之未子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
長崎県長崎市女の都２丁目46番１―206号、旧住所長崎県長崎市大園町９番11―1307号
債務者　炭火焼とりっ子こと　西山　雄大
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
岩手県北上市大堤東１丁目１番29号
債務者　照井美智枝
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森﨑　信介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第２０号
岩手県北上市大堤東１丁目１番29号
債務者　照井　淳
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森﨑　信介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第３７６号
さいたま市岩槻区大字釣上新田672番地２
債務者　中山　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５０９号
さいたま市西区大字指扇2668番地11
債務者　国分　泉
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５２９号
埼玉県上尾市大字久保65番地１　セントラルコート上尾ジョワイユ502
債務者　押田　徹郎
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９５２号
大阪市福島区鷺洲３丁目７番25―1004号
債務者　井上久美子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８１号
金沢市北町乙７番地１　ブリアールＫ　103号、従前の住所金沢市若宮１丁目123番地
債務者　らーめん山本こと　山本　哲也
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　正悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
金沢地方裁判所民事部